

愛玩動物看護師法案（衆第一八号）（衆議院提出）要旨

本法律案は、近時の愛玩動物をめぐる状況に鑑み、愛玩動物看護師の資格を創設するとともに、その業務が適正に運用されるように規律を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、愛玩動物看護師の資格を定めるとともに、その業務が適正に運用されるよう規律し、もって愛玩動物に関する獣医療の普及及び向上並びに愛玩動物の適正な飼養に寄与することを目的とする。

二、この法律において「愛玩動物」とは、獣医師法第十七条に規定する飼育動物のうち、犬、猫その他政令で定める動物をいい、「愛玩動物看護師」とは、農林水産大臣及び環境大臣の免許を受けて、愛玩動物看護師の名称を用いて、診療の補助及び疾病にかかり、又は負傷した愛玩動物の世話その他の愛玩動物の看護並びに愛玩動物を飼養する者その他の者に対するその愛護及び適正な飼養に係る助言その他の支援を業とする者をいう。

三、愛玩動物看護師になろうとする者は、愛玩動物看護師国家試験（以下「試験」という。）に合格し、農林水産大臣及び環境大臣の免許を受けなければならない。

- 四、農林水産省及び環境省にそれぞれ愛玩動物看護師名簿を備え、免許に関する事項を登録する。
- 五、試験は、愛玩動物看護師として必要な知識及び技能について、毎年一回以上行うものとし、大学において指定の科目を修めて卒業した者、都道府県知事が指定した愛玩動物看護師養成所において三年以上愛玩動物看護師として必要な知識及び技能を修得した者等でなければ、受けることができない。
- 六、農林水産大臣及び環境大臣は、愛玩動物看護師の登録の実施等に関する事務を行う登録機関及び試験の実施に関する事務を行う試験機関を指定することができる。
- 七、愛玩動物看護師は、獣医師法第十七条の規定にかかわらず、診療の補助を行うことを業とすることができる。その業務を行うに当たっては、獣医師との緊密な連携を図り、適正な獣医療の確保に努めなければならない。
- 八、愛玩動物看護師でない者は、愛玩動物看護師又はこれに紛らわしい名称を使用してはならない。
- 九、受験資格について、施行日から五年間の特例措置を設ける。
- 十、この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。